



亡くなられた方の不動産の名義 そのままにしていますか？

相続・遺言

令和6年4月より相続登記義務化

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

このような事でお困りではないですか？

✓ Trouble-1

相続に必要な
戸籍を集める
のが面倒



✓ Trouble-2

相続人が多く
知らない相続人
への連絡は？



✓ Trouble-3

預金の解約や
株式の名義変更
など手続きの
時間がない



✓ Trouble-4

手書きの遺言書が
出てきた時の
対応は？



✓ Trouble-5

自分が亡くなった
後の手続きを
任せたい



✓ Trouble-6

相続した不動産は
住まないので
売却したい



お悩み・お困りごとなどお気軽にご相談ください

初回相談 無料

村上司法書士合同事務所

福岡法務局八幡出張所横

〒806-0048 北九州市八幡西区樋口町7-32

☎ 093-621-3271

平日8:30~19:00/土日祝 要予約



信頼と実績

創業八十有余年の

ご相談者に寄り添い